

令和 8 年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：我孫子市

令和 8 年 7 月 3 0 日公表

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.5%
任期の定めのない常勤職員以外	87.4%
全ての職員	75.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.6%
31～35年	94.4%
26～30年	90.6%
21～25年	94.3%
16～20年	91.8%
11～15年	87.8%
6～10年	84.3%
1～5年	96.6%

【説明欄】

全職員に係る男女の給与の差異に係る主な要因

【任期の定めのない常勤職員について】

・管理職（課長補佐相当職以上）の職員に占める女性の割合が男性よりも低いこと（男性73.4%、女性26.6%）
・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85%、住居手当の受給者に占める男性の割合は68%である。

【全職員について】

・任期の定めのない常勤職員以外の女性比率が高いため給与の差異が大きくなっている。

全職員の内訳：

男性 「任期の定めのない常勤職員」 83% 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」 17%

女性 「任期の定めのない常勤職員」 45% 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」 55%

勤続年数別の男女の給与の差異に係る主な要因

【36年以上】

女性の役職は19人中主査（2人）・係長級（9人）・課長補佐（1人）・課長級（5人）・部長（2人）で占めていることに対し、男性の役職では65人中主査（9人）・係長級（27人）・課長補佐（3人）・課長級（22人）・部長級（4人）で占めており、管理職割合が女性42.1%、男性44.6%となっていることが主な要因

【31～35年】

女性の役職は35人中主査（8人）・係長級（14人）・課長補佐（6人）・課長級（7人）で占めていることに対し、男性の役職では58人中主任（1人）・主査（11人）・係長級（13人）・課長補佐（14人）・課長級（16人）・部長級（3人）で占めており、管理職割合が女性37.1%、男性56.9%となっていることが主な要因

【26～30年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が9.5%、男性が0%であることが主な要因

【21～25年】

女性の役職は23人中主査（7人）・係長級（11人）・課長補佐（2人）・課長級（2人）・部長（1人）で占めていることに対し、男性の役職では34人中主査（7人）・係長級（15人）・課長補佐（4人）・課長級（8人）で占めており、管理職割合が女性21.7%、男性35.3%となっていることや、給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が13.8%、男性が0%であることが主な要因

【16～20年】

女性の役職は48人中主任（7人）・主査（21人）・係長級（14人）・課長補佐（6人）で占めていることに対し、男性の役職では82人中主任（22人）・主査（20人）・係長級（16人）・課長補佐（20人）・課長級（4人）で占めており、管理職割合が女性12.5%、男性29.3%となっていることや、給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が23.7%、男性が10.3%であることが主な要因

【11～15年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が36.7%、男性が12%であることが主な要因

【6～10年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が34.9%、男性が6.1%であることが主な要因

【1～5年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が11.3%、男性が4.3%であることが主な要因

* 職員の給与の男女の差異に用いる職員数について、短時間勤務の職員は、常勤職員の所定勤務時間（週38時間45分）を基礎に勤務時間による按分によって算出している。（例：短時間勤務職員（週31時間勤務）→4/5人）

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	26.6%

【説明欄】

参考値：男性の管理的地位にある職員については、73.4%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	8.3%
本庁課長相当職	21.7%
本庁課長補佐相当職	27.5%
本庁係長相当職	45.2%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

3	令和 7 年度
男性	38.0%
女性	62.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	0.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0	0	0	0
1 週間以上 2 週間未満	0	1	0	0
2 週間以上 1 月以下	6	1	0	0
1 月超 3 月以下	9	0	0	0
3 月超 6 月以下	1	0	0	1
6 月超 9 月以下	3	3	0	0
9 月超 1 2 月以下	0	7	0	1
1 2 月超 2 4 月以下	0	14	0	0
2 4 月超	0	5	0	0

【説明欄】

育児休業取得者は、常勤職員が男性が19名、女性が31名であり、特に「1 2 月超 2 4 月以下」の取得者数について大きく差が出ている。引き続き、男性の育児休業取得の促進に取り組んでいく必要がある。会計年度任用職員の取得実績については、男性が0名、女性が2名であった。これには、育児休業の対象となる会計年度任用職員が少ないことも影響しているが、引き続き取り組みを促進していく。

V 職員の勤務時間の状況

管理職的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
本庁	8.1時間/月
本庁以外	13.4時間/月

【説明欄】

増加傾向にある業務への対応や、災害対応等突発的な業務が生じていることが背景にある。引き続き、時間外勤務の削減に向けて、取組を推進する必要がある。